

御嶽山火山防災協議会 平成 27 年度事業計画（案）

御嶽山火山防災協議会は、関係機関が連携して継続的な活動を行い、また、必要に応じて随時、協議会を開催することで、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制の構築を行う。具体的には、平成 27 年度において、次のとおり事業を実施する。

1. 御嶽山の「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」の作成

・御嶽山の火山防災対策の基礎資料として、過去の噴火実績等を元に火山活動の時間的な推移とその影響範囲を表現した「噴火シナリオ」及び火山活動の各段階における危険区域を示す「火山ハザードマップ」を作成する。

【作成時期】第 3 回協議会前（書面表決を予定）

2. 「御嶽山火山防災計画（仮称）」の策定

・関係機関の噴火警戒レベルに応じた防災対応等の「防災計画」の要素と地域住民の避難ルートや輸送手段等について細かく規定した「避難計画」の要素を組み合わせた総合的な計画として、「御嶽山火山防災計画（仮称）」を策定する。

【策定時期】第 3 回協議会（平成 27 年 6～7 月頃）

3. 「御嶽山火山防災マップ」の作成

・ハザードマップに、防災上必要な情報（避難対象地域、避難先、避難経路、避難手段等に関する情報、噴火警戒レベルの解説等）を付加した火山防災マップを作成する。

【作成時期】第 4 回協議会（平成 28 年 1～2 月頃）

4. 火山防災訓練の実施

・噴火発生時に協議会構成機関が連携して的確な防災対応を取れるよう、両県合同による防災訓練を実施する。訓練の実施方法等については、今後幹事会等の場で検討を行う。

【実施時期】平成 27 年 11 月～平成 28 年 2 月頃

5. 登山客・観光客等の安全確保対策の検討

・国の「火山防災対策推進ワーキンググループ」の検討結果も踏まえつつ、入山者の把握方法や登山者等への情報伝達や避難誘導の方法について検討を行う。また、現地調査の結果も踏まえつつ、各登山道や各施設における安全確保対策について、防護施設の整備等も含めた検討を行う。検討した結果については、幹事会、協議会等の場で適宜報告を行う。

6. 継続的な現状把握及び情報の共有

・御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。また、異常が観測された場合には、協議会構成機関への迅速な情報提供を行う。